

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	建設局道路河川部河川課(06-6615-6833)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	無許可行為に対する措置
概要	河川管理者の許可を受けずに、河川の占用等にあたる行為をする者へは、行為を停止させたり、又は工作物を撤去させることがあります。
根拠法令等 及び条項	大阪市普通河川管理条例第9条第1項 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	許可なく次の行為をする者があるときは、ただちに行為を停止させ又は工作物を撤去させることがある。 1. 河川において土石又は砂れきを堆積し、その他これらに類する行為をすること。 2. 河川においてしゅんせつ、掘削、盛土その他土地の形状を変更する行為をすること。 3. 前各号に掲げるもののほか、河川の清潔、方向、水量、幅員、深浅に影響をおよぼすおそれのある行為をすること。 4. 河川の流水面又は敷地を占有すること。 5. 河川敷地又はその上下において工作物を新築し、改築し、又は除却すること。 6. 河川の流水を停滞し、又は引用すること。 7. 河川において土石、砂利その他の河川生産物を採取すること。 8. 流木行為、又はいかだの通航の慣習のない河川で竹木を流送すること。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000021522.html
備考	